松原市自転車駐車場利用料助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、自転車を利用する市民の自転車用ヘルメット着用を促進し、事故被害による頭部受傷の軽減を図るために、自転車用ヘルメットを着用し、自転車駐車場を定期利用する者に対する松原市自転車駐車場利用料助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関して、松原市補助金等交付規則（昭和５０年規則第６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

（１）　ヘルメット　自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造されたもののうち 、一般財団法人製品安全協会、公益財団法人日本自転車競技連盟、欧州連合又は米国消費者製品安全委員会が定める安全基準又はこれと同等以上であると市長が認める安全基準に適合しているものをいう。

（２）　自転車駐車場　自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和５５年法律第８７号）第２条第３号に規定する自転車等駐車場のうち、市長が適当と認めるものをいう。

（３）　定期利用　１月以上の期間を定めた自転車駐車場の利用をいう。

（交付対象者）

第３条　助成金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　令和７年７月以後の自転車駐車場の利用時から助成金の交付申請時までの間に継続して本市に住所を有する者（ただし、当該利用時以後に、本市に住所を有することとなった者を含む。）

（２）　自転車駐車場を定期利用する者

（３）　自転車乗車時にヘルメットを着用している者

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は松原市暴力団排除条例（平成２４年条例第３６号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者でない者

（助成金の額等）

第４条　助成金の額は、１月当たり６００円とする。ただし、月途中に定期利用を開始又は終了した場合で、利用期間に１月未満の端数がある場合は、１日当たり２０円とする。

２　１月当たりの自転車駐車場の利用料が６００円未満の場合は、当該利用料を１月当たりの助成金の額とする。

３　助成金の交付は、令和７年７月以後の定期利用を対象とする。ただし、令和７年７月以後に本市に住所を有することとなった者に係る定期利用については、

その本市に住所を有することとなった日以後の定期利用を対象とする。

（交付の申請）

第５条　交付対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、松原市自転車駐車場利用料助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（１）　自転車駐車場利用料に係る領収書の写し

（２）　運転免許証その他の氏名、住所及び生年月日の記載がある公的機関が発行した身分証明書の写し

（３）　次項の規定による代理申請を行う場合は、前号の書類に加え、当該代理申請を行う者の運転免許証その他の氏名、住所及び生年月日の記載がある公的機関が発行した身分証明書の写し

（４）　ヘルメットの写真その他のヘルメットの形状を確認できるもの

（５）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による交付申請をする者が１８歳未満の者の場合は、当該者の親権を行う者、未成年後見人その他の現に保護する者又はこれらに類すると市長が認める者が代理申請を行う。

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、提出書類等を審査し、助成金の交付の可否を決定し、交付する場合は松原市自転車駐車場利用料助成金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しない場合は松原市自転車駐車場利用料助成金不交付決定通知書（様式第３号）により、その旨を通知するものとする。

（助成金の交付）

第７条　市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、当該決定を受けた者に対し、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第８条　市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の返還を速やかに求めるものとする。

（実施の細目）

第９条　この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、令和７年７月４日から実施し、令和７年７月以後に利用する自転車駐車場の利用料に係る助成について適用する。